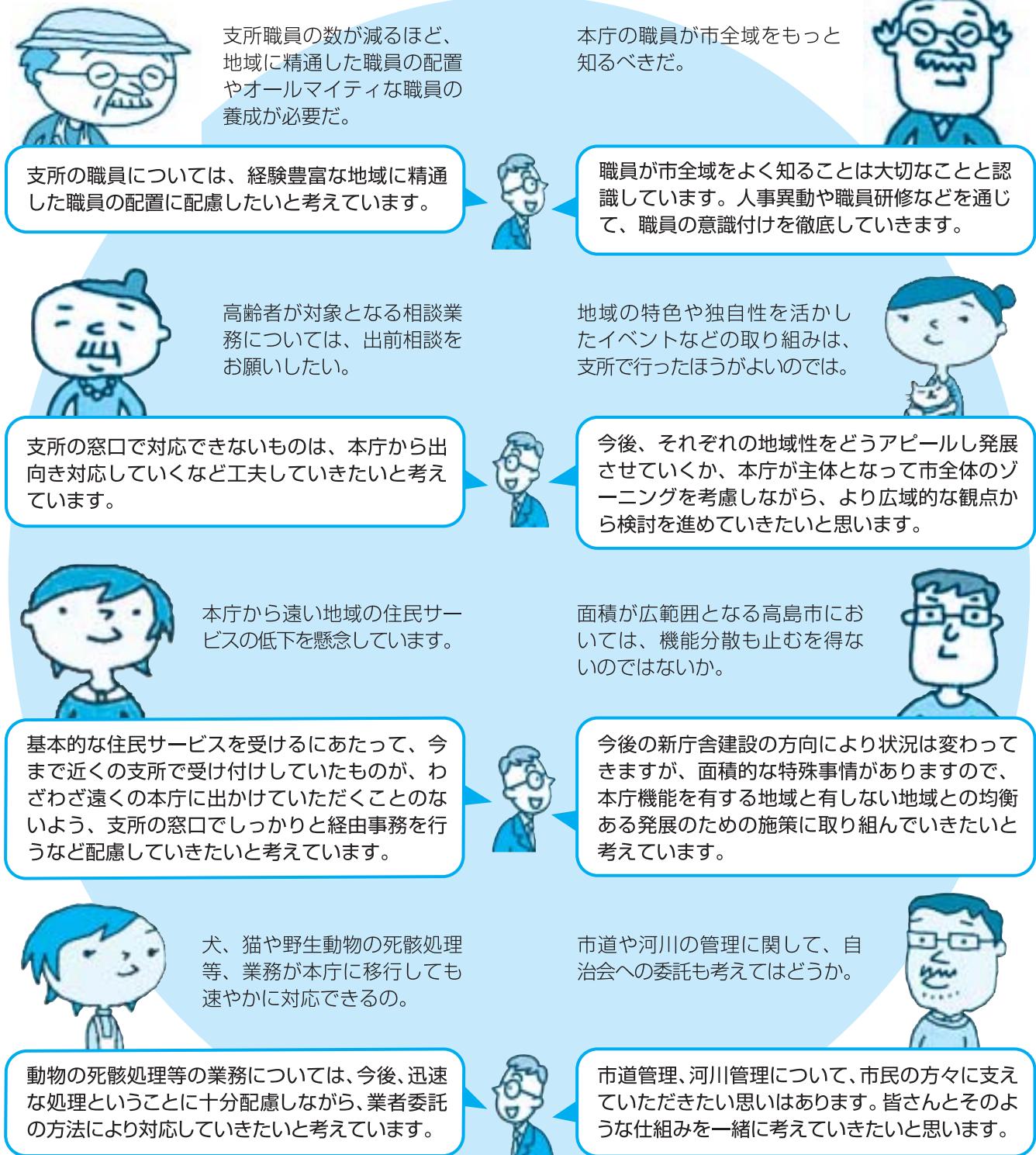


基本方針に係る検討経過

市議会には昨年11月上旬に、各地域審議会へは11月上旬から下旬にかけて支所業務の見直しプラン案をご説明し、ご意見をいただきながら検討を進めてきました。

地域審議会からいただいた主なご意見と、それに対する考え方と対応



平成20年度および平成21年度から本庁舎建設までの支所業務の考え方

支所業務	平成20年度	平成21年度から本庁舎建設まで
現 場 業 務	・農業や土木に関する現場業務（一部）の本庁移行や民間委託を行います。	・農業や土木などの現場業務について支所間の共同処理を検討します。
地 域 振 興 業 務	・まちづくり委員会などの地域振興業務は、従来どおり支所で行います。 ・支所共通の地域振興業務（一部）の本庁への移行を行います。	・まちづくり委員会などの業務を除き仕事仕分けの結果をもとに、地域振興業務の見直しを行います。
防 災 業 務	・消防団、地域防災業務などは、従来どおり支所で行います。 休日、夜間における災害時の地元居住職員の配置体制を整備します。	同 左
地 域 保 健 業 務	・保健センター業務は、従来どおり支所で行います。	・保健センターの拠点化について、検討を行います。
窓 口 業 務	・支所窓口（住民票、戸籍謄本、印鑑登録等の諸証明、戸籍届けなど）は従来どおり支所で行います。また、市税や使用料などの公金の納付は、支所窓口で納付いただけます。	・窓口業務の一部について、民間サービスの導入検討を行います。

平成20年4月から支所で行う具体的業務

